

岩手県いじめ問題対策委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩手県いじめ問題対策委員会条例（平成27年岩手県条例第72号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、岩手県いじめ問題対策委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を召集しようとするときは、委員に対し、あらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない理由のあるときは、この限りではない。

(会議の公開)

第3条 会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、委員長が委員会に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- 一 岩手県情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第7条第1項各号に該当すると認められる情報について調査審議を行う場合
- 二 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 会議を公開する場合は、会議の傍聴を認めることにより行うものとし、この場合の必要な手続きは別に定めるものとする。

(会議録等の作成等)

第4条 会議を開催したときは、会議録を作成する。

2 前条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、会議録及び配付資料は、公開する。なお、公開に当たっては、個人情報の保護に留意するものとする。

(調査)

第5条 条例第2条第2号に規定する重大事態に係る調査は、次の事項を配慮するものとする。

- (1) 調査は事案ごとに行うが、複数事案を合わせて行うことも差し支えないものとする。
- (2) 複数事案を行う際、委員長は複数の部会に所属しなくても構わないものとする。
- (3) 部会に部会長を置き、部会委員の互選とする。
- (4) 部会の委員の中に、調査対象となる当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合、その者は当該いじめ事案に係る調査審議に参加することはできない。
- (5) 教育委員会は、調査主体を判断するにあたり、委員会の意見を聴取することができる。
- (6) 部会長は、調査のため部会委員（部会専門委員を含む）を派遣することができる。なお、この場合の旅費等は県の規程に基づき支給する。

(報告)

第6条 部会は、報告書等により調査結果を教育委員会へ報告し、必要に応じ、再発防止に資する意見を述べるものとする。また、調査の進捗状況等についても、適時・適切に教育委員会へ報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年1月16日から施行する。

この要綱は、令和4年1月12日から施行する。